

## ■浄化槽を設置されている皆さまへ

設置された浄化槽は定期的に保守点検や清掃をしないと、適正な処理ができなくなり悪臭の原因となります。浄化槽設置者には浄化槽法に基づき、定期の保守点検と清掃、年1回の法定検査が義務付けられています。

### ●保守点検・清掃について

保守点検とは、常に浄化槽を正常な状態に保つための定期検査のことで、浄化槽の点検、修理や消毒液の補充を行います。また、清掃は浄化槽に溜まった汚泥等の引き抜きを行います。保守点検は山口県の登録を受けた保守点検業者に、清掃は周防大島町の許可を受けた業者に委託をお願いします。

### ●法定検査について

法定検査とは、登録業者による保守点検、清掃が適正に行われているか、浄化槽が十分な機能を発揮しているかを指定検査機関（一般社団法人 山口県浄化槽協会）が確認する大変重要な検査で、設置者には法定検査を受ける義務があります。法定検査には、浄化槽の使用開始後3カ月から8カ月の間に受ける設置後等の水質検査（7条検査）と、その翌年から毎年1回受ける定期検査（11条検査）の2種類があります。

検査はいずれも有料で、料金は次のとおりです。検査機関から検査の案内が届きましたら、忘れずに料金を納付し検査を受けてください。

### ●法定検査料金（5・7・10人槽の場合）

7条検査 9,500円

11条検査 5,500円

（単独処理浄化槽は 4,200円）

### ■問い合わせ

柳井健康福祉センター ☎0820（22）3631

周防大島町 下水道課 ☎0820（79）1014

（一社）山口県浄化槽協会柳井支部 ☎0820（22）4665

## ■浄化槽の設置を計画されている方へ

広報5月号等でもお知らせしましたように、今年度から合併処理浄化槽の設置にかかる補助金額を増額していますが、設置しようとする宅地の面積などにより、補助金のかさ上げ（増額）分の計算を行い補助額の決定をします。お住まいの地域が下水道の供用地区となっていない地域、現在整備工事を進めている久賀・大島地区や三ヶ浦地区の処理区域に設定されていない地域につきましては、補助金の交付対象地域となります。また、補助金の交付条件には町税等の滞納がないことなどがありますので、詳しくは、下水道課【☎0820（79）1014】までご相談ください。

5人槽・・・通常補助金（332,000円）+かさ上げ最大（267,000円）

7人槽・・・通常補助金（414,000円）+かさ上げ最大（351,000円）

10人槽・・・通常補助金（548,000円）+かさ上げ最大（548,000円）

## 下水道整備工事を行っています

現在、久賀・大島処理区の下水道整備工事を行っています。

この工事は、久賀・棕野・三浦・小松地区の図で示した範囲に下水道を整備するための工事です。工事に伴い、各地区の道路で通行止めや片側交互通行等の交通規制を行います。

また、該当地区内では測量を行ったり、各家庭に必要な公共ますの設置について、役場職員または業者が説明のため訪問させていただくことがあります。

皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、訪問する業者については、身分証明書を携帯しています。

### ■問い合わせ

下水道課 下水道班 ☎0820（79）1014

